

PCSA アクションレポート（法律問題研究部会）

平成 29 年 8 月版

第 168 回法律問題研究部会

開催日時	平成 29 年 8 月 26 日（土） 午後 1 時～午後 4 時		
開催場所	PCSA 会議室		
出席人数	部員 15 名、賛助部員 1 名、正会員オブザーバー 1 名、合計 17 名		
出席者	リーダー		
	荒田 政雄	夢コーポレーション株式会社	監査役
	サブリーダー		
	八重樫 浩輝	株式会社合田観光商事	執行役員 業務推進部 部長
	正部員		
	辻 良樹	株式会社ダイナムジャパンホールディングス	法務グループ グループ長
	生島 靖也	株式会社ダイナム	法務・リスク管理部 法務担当
	影山 健二	株式会社ニラク	内部監査室 内部監査担当
	佐久間 仁	株式会社ニラク	法務部 グループマネージャー
	住谷 一真	夢コーポレーション株式会社	運営推進部 部長
	斎藤 明	夢コーポレーション株式会社	経営企画室 リスクコンプライアンス担当 マネジャー
	吉田 一雄	株式会社 TRY&TRUST	監査
	若林 昇	株式会社キョウサン	
	小林 浩	株式会社ヒカリシステム	第 1 営業部 ディレクター
	武内 好努	アメニティーズグループ（株式会社パンドラ）	営業支援部 兼 監査室 課長
	小林 正俊	アメニティーズグループ（株式会社パンドラ）	営業支援部 係長
	志方 崇	株式会社チアエンタープライズ	専務執行役員
	西里 実	株式会社三永	経営戦略室 室長
	賛助部員		
	國澤 良平	株式会社大商	景品流通部 部長
	福島 一実	夢コーポレーション株式会社	運営推進部 オペレーション改革グループ

1) 依存問題対策プロジェクトチーム 報告

依存問題対策推進会議が 9 月に開催予定なので、来月の部会で報告する。また、公益財団法人日工組社会安全研究財団（社安協）が主催する遊技障害調査の結果報告があり遊技障害に係る方が全国どのくらいいるのかという調査結果が報告された。全国の推定遊技人口 1100 万人、その中で問題を抱えているのは推定で 39 万人。過去の特定の 1 年間に問題を抱えていたのが 90 万人いたと報告された。また、実際に遊技障害を抱えていた方の 8 割は自己回復していると報告された。他に自己申告プログラムのマニュアル作成を日遊協の PT（プロジェクトチーム）が進めている報告もされた。更に「金額上限」「来店回数」「遊技時間」規制の項目が追加されている。この自己申告プログラムの実施に当たっては、会員カードのない非会員への対応

は難度が高いと予測している。また、安心パチンコスロットアドバイザーは、PCSA 加盟企業の調査結果では 37%の充足率。今後 10 月以降は各都道府県遊協での DVD 視聴による講習会となる予定。また、RSN への出向社員は電話相談要員として既に 2 名が出向しているが、今後後任の募集について各都道府県遊協から店舗へ案内が通達され始めている。なお、この件に対して弊協会は個社対応としている。

2) 新基準に該当しない遊技機 設置比率アンケート

今年 12 月 1 日が期限の「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率 30%以下」について、昨年 12 月より継続的会員企業に調査をいらしている。今回の調査結果では特に大きな変化はなかったが、目標である「30%以下」のラインを資料にひかせてもらった。各自ご確認頂きたい。

3) 質問コーナー「自己申告プログラムについて」

依存問題対策プロジェクトチームからも報告された自己申告プログラムの導入の各社状況では、システム的に対応を統合した 1 パターンで対応できないとして解決策を求める企業、システム的に対応出来ない店舗ではアナログ的に対応しているという 2 パターンで対応している企業などが伺えた。更に非会員への対応が難しいという意見が出る一方、自己申告プログラムへの申込みと同時に会員への加入を検討してもらおうという意見もあった。また、非組合の店舗は、安心パチンコパチスロードバイザーの講習会を受講するにはどうすれば良いのかという疑問の声も上がった。

4) 風営法規則改正に対する渡辺弁護士の意見に対して

8 月 24 日風営法議連会合において提出された、渡辺弁護士の主張では、上位の法律である風営法にはそもそも依存対策が含まれていないのに下位規則で細則を定めるのはおかしいという法律的な主張だった。警察庁は結論的にはそのままの規則改正で通した。こういった報告に対して、規則改正を考案した編者が賛同するような次の案、ホールがどういったパチンコ業界にしたいのかという案を出すべきではないかという意見が述べられた。また、規則改正に絡めて、認定やみなし機の運用の実際について質問が飛び交ったが明確な回答となる情報はなかった。

5) 宮崎県遊協「新台入替等を除く特定日等の記載された店内外掲示等による一切の広告媒体での事前・事後告知の禁止等について」

新台入れ替え自体の告知以外は禁止という内容であったが、目新しいのは

- ・ホールが関与した有名人等の招致来店及びイベント性を持った屋台営業等は認めない。
- ・有名人等とは、芸能人、スポーツ選手、ライター、〇〇ガール等のコンパニオン、その他業界及びその周辺の関係者すべてをいう。有名、無名を問わない。」

という文言に「有名、無名を問わない」という一文が入っている点。これによって宮崎県では誰も呼んではいけないという事になってしまうのではないかと懸念された。

6) パチンコホール法律ハンドブック改訂審議について

前版発行から 11 年経ち、風営法施行規則改正に合わせて製作したいという事で改訂を開始。条文だけでは読む人も少ないので、解釈に基づいた事例集をセットとする。1 項目ずつ作成し、構成と三堀清弁護士の確認は必須。改正された内容の部分を重点的に改訂していけば労力が軽減出来る。また、基礎編と応用編は前

述したように別冊にせず 1 冊にまとめるべき。また、全国の地域性による多様性を記載するかも検討すべき。

7) 愛知県警 条例改正への対応について

ホームページや、会員メール、その他のアプリなどインターネットを利用した、著しく射幸心をそそるおそれのある内容の広告宣伝は、全て規制の対象になるという通条例改正が説明された。これまでは「営業所で」だった部分が「営業に関し、」と改正された結果、規制対象が格段に広がった。

8) 記事「パチンコ出玉「3分の2」に 警察庁、18年2月から規制強化」他

風営法規則改正へのパブリックコメントに関する記事で、1万4千件の意見が寄せられたという記事。

9) 風営法議連 会合について

今回の風営法規則改正の流れの背景には、警察が主導しているわけではない、恐らく国策である IR 法案がメインストリームであると考えられる。今後は、ホールの日々の営業へ現実的に影響する「みなし機」や「認定申請の受付」、「部品供給」をどうしたら良いのか、ホール団体としてももの申して行かなくてはならない。

10) 次回開催

平成 29 年 9 月 30 日（木）
午後 1 時～5 時
PCSA 会議室

以上